

学校跡地利用基本方針



小さな自慢が
山ほどあります

令和4年6月
小山市教育委員会

目 次

1. 背景・目的	… 1
2. 学校跡地利用の基本的な考え方	… 2
(1) 学校跡地利用の条件に適合した活用	
(2) 行政需要を踏まえた活用	
(3) 地域需要を踏まえた活用	
(4) 民間事業者等の需要を踏まえた活用	
3. 学校跡地利用の検討手続の流れ（フロー図）	… 3
4. 学校跡地利用の検討手続の説明	… 4
(1) 検討体制について	
(2) 検討手続について	
5. 学校跡地利用に係る配慮事項	… 6
(1) 将来的な行政需要を考慮した学校跡地利用の検討	
(2) 暫定的な利用の検討	
(3) 地域防災への配慮	
(4) 選挙の投票所への配慮	
6. 対象施設の概要	… 7

1. 背景・目的

将来の児童生徒数の推計結果に基づき、小中学校の現状及び長期展望を踏まえ、子供たちのより良い学習環境を整備していくという「教育的な視点」及び市と市民が協働して取り組んでいくという「地域とともにある学校としての視点」から、学校規模や配置の適正化に向けた検討・協議を行う組織である小山市学校適正配置等検討懇話会から平成26年1月に「小山市学校適正配置等に関する提言書」が本市に提出された。

その後、同提言書を基に、地域の実情を考慮しながら、学校の統廃合等の取組みを進め、福良小学校、梁小学校、延島小学校及び絹中学校を閉校し、平成29年4月に絹義務教育学校を開校するとともに、豊田南小学校及び豊田北小学校を閉校し、令和4年4月に豊田小学校を開校した。

大規模な敷地と建物を有する閉校後の学校跡地については、まちづくり、地域の活性化等を考慮し、有効に活用していくことが、本市の重要な課題となっている。

以上の状況を踏まえ、今後の学校跡地利用についての指針とするために、跡地利用の基本的な考え方や、跡地利用に向けた手続の流れについて定めた「学校跡地利用基本方針」を定めることとする。

2. 学校跡地利用の基本的な考え方

(1) 学校跡地利用の条件に適合した活用

学校跡地利用に関する状況を整理し、小山市公共施設等マネジメント推進計画や新たに学校を建築した場合の起債の条件等に留意して活用（売却等を含む。以下同じ。）を行う。

(2) 行政需要を踏まえた活用

学校跡地については、本市の貴重な財産であることから、市民全体の利益という観点からの行政需要を踏まえた活用を行う。

なお、学校跡地をどのように活用するか検討するだけでなく、長期的な視点に立ち、将来を見通した検討を行う。

(3) 地域需要を踏まえた活用

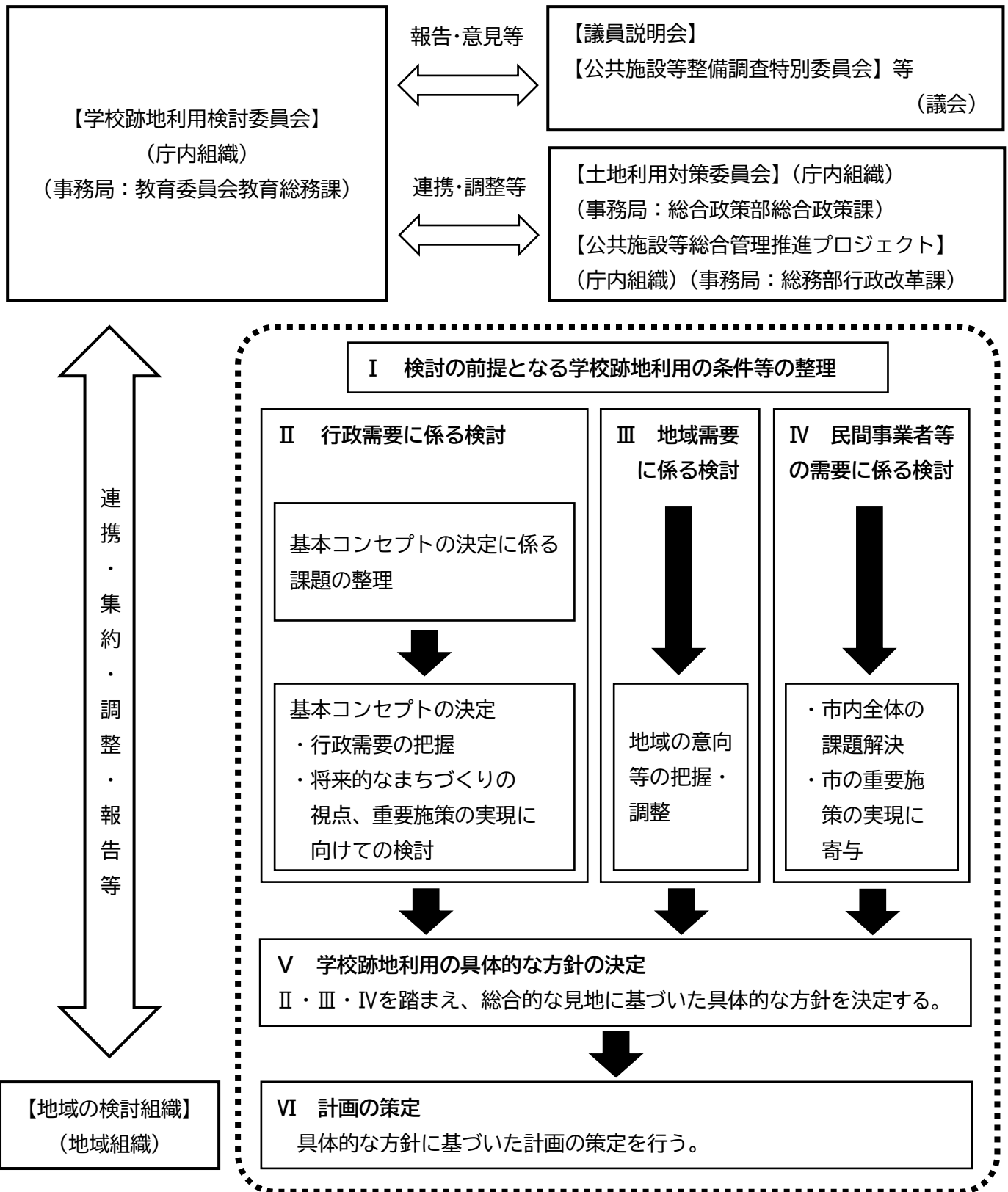
学校は、地域との関わりも深く、住民の学び、スポーツ活動等の場として、地元の核となってきた施設であり、住民にとっては、地域コミュニティを支える中心的な場所でもある。

学校がこのような役割や機能を担ってきたという経緯を踏まえ、跡地利用に当たっては、地域の意向に配慮した活用を行う。

(4) 民間事業者等の需要を踏まえた活用

民間事業者等の需要を踏まえた活用は、市内全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与することに加え、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性ととともに市や地域へ与える影響などを十分考慮した上で行う。

3. 学校跡地利用の検討手続の流れ（フロー図）



4. 学校跡地利用の検討手続の説明

3ページの学校跡地利用の検討手続の流れ（フロー図）について、それぞれ説明する。

（1）検討体制について

学校跡地利用については、全庁的に組織した「学校跡地利用検討委員会」において、有効活用策等の検討を行うとともに、検討結果に応じて、「土地利用対策委員会」及び「公共施設等総合管理推進プロジェクト」とも連携を図る。

また、地域では、地域住民が主体となった学校跡地利用の検討組織を組織し、検討する。

なお、「議員説明会」、「公共施設等整備調査特別委員会」等に適宜報告等を行う。

各組織は、相互に連携しつつ、市と地域等とが協働して学校跡地利用の検討を進めていくこととする。

（2）検討手続について

今後、生じる学校跡地利用については、基本的に学校の統廃合と並行して、次の検討手続を進めていくこととする。

I 検討の前提となる学校跡地利用の条件等の整理

学校跡地利用の検討に当たっては、新たに学校を建築した場合の起債の条件、選挙の投票所、防災施設としての位置付け等、現在の学校跡地の機能や校舎・体育館等の維持管理費等の財政的負担等を確認し、学校跡地利用の検討の前提となる条件等の整理を行う。

II 行政需要に係る検討

ア 基本コンセプトの決定に係る課題の整理

基本コンセプトを決定するに当たり、関係各課とのヒアリング等を通じて、どのような課題があるか、課題解決に向けて何が必要かを整理する。

イ 基本コンセプトの決定

市民全体の利益という観点から行政需要の把握を行うとともに、将来のまちづくりの視点から、本市の重要施策の実現、課題解決に向けて、学校跡地をど

のように活用するか検討するだけでなく、長期的な視点に立ち、将来を見通した検討を行い、各施設の基本コンセプトを決定する。

Ⅲ 地域需要に係る検討

地域組織による地域の意向等の把握、調整を行い、それらを十分に踏まえた検討を行う。

Ⅳ 民間事業者等の需要に係る検討

民間事業者等の需要に係る検討に当たっては、事業内容が市内全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与する内容であるか等についても配慮する。

Ⅴ 学校跡地利用の具体的な方針の決定

Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの各検討内容を踏まえて、施設自体の必要性、地域への影響等、将来的かつ総合的な見地に基づき、学校跡地利用の具体的な方針を決定する。

Ⅵ 計画の策定

具体的な方針に基づき、計画の策定を行う。

5. 学校跡地利用に係る配慮事項

(1) 将来的な行政需要を考慮した学校跡地利用の検討

今後大規模な用地を確保することは困難であることから、大規模な用地確保を必要とする行政需要が見込まれる場合は、当該学校跡地の利用可能性について十分に検討する。

(2) 暫定的な利用の検討

学校跡地の活用までの一定期間については、一時的な行政需要への対応や地域コミュニティの場としての利用等、暫定的な利用も検討する。

(3) 地域防災への配慮

学校施設は地域防災の拠点施設となっていることから、変更等が生じる場合については、関係課と調整することとする。

(4) 選挙の投票所への配慮

選挙投票所として指定されている学校も多いことから、投票所の変更等が生じる場合については、小山市選挙管理委員会と調整することとする。

6. 対象施設の概要（令和4年6月時点）

		旧豊田南小学校	旧豊田北小学校
敷地面積		19,664 m ² ※ うち借地 3,596 m ²	15,266 m ²
校舎	建築年度	1976 年度	1973 年度
	構造	R C (鉄筋コンクリート構造)	R C (鉄筋コンクリート構造)
	階層	3 階	3 階
	延床面積	4,734 m ²	2,645 m ²
	耐震診断※	I S 値 0.71 (構造耐震指標)	I S 値 0.74 (構造耐震指標)
	補助事業に係る財産処分制限期間	2037 年度 (建築年度の翌年度より 60 年)	2034 年度 (建築年度の翌年度より 60 年)
体育館	建築年度	1979 年度	1979 年度
	構造	S (鉄骨構造)	S (鉄骨構造)
	階層	2 階	2 階
	延床面積	738 m ²	734 m ²
	耐震診断※	I S 値 0.71 (構造耐震指標)	I S 値 0.71 (構造耐震指標)
	補助事業に係る財産処分制限期間	2020 年度 (建築年度の翌年度より 40 年)	2020 年度 (建築年度の翌年度より 40 年)
附帯施設等	延床面積	226 m ²	260 m ²
プール	建築年度	2002 年度	2000 年度
	規模	25m×12m+小プール 75 m ²	25m×12m+小プール 75 m ²
	補助事業に係る財産処分制限期間	2033 年度 (建築年度の翌年度より 30 年)	2031 年度 (建築年度の翌年度より 30 年)

※ I S 値（構造耐震指標）とは耐震診断により、建物の耐震を示す指標で、0.6 以上で耐震性能を満たすとされていますが、文部科学省は学校では 0.7 以上に補強するよう求めており、当該施設は対応しております。